

29補正ものづくり補助金の採択企業で、公募申請時に「先端設備等導入計画の承認を受ける予定」を選択された企業の方へ **(重要)**

①補助金の交付決定を受けるには、事業を実施する市町村が発行する「先端設備等導入計画の認定書（写し）」が必須です。

②「先端設備等導入計画に係る認定申請」には、認定支援機関の「先端設備等導入計画に関する確認書」の添付が必須です。早めにご相談ください。

③②の認定申請時に機械工業会の証明書は不要ですが、後日、固定資産税の減税措置を受ける場合は必要となります。

詳しい手続は、各市町村の産業振興窓口にご相談ください。